

# 倒産法

倉部真由美 = 高田賢治 = 上江洲純子

2018年12月発売 / 282頁 / 本体2000円+税  
A5判 / 並製



**編集担当者から** 倒産って何？ 倒産したらどうなるの？ 破産とも聞いたことがあるけどどう違うのかな？ そんな疑問をもったら、まず最初に開いてほしい本ができました！  
手続法の学習では、全体像がわからないと、いま学んでいる内容をうまく捉えきれず無味乾燥に感じられたり、途中で挫折しそうになりますが、本書ではその心配はありません。

「第2編 破産法」と「第3編 民事再生法」でそれぞれを詳しく学ぶ前に、「第1編 倒産処理の概観」で全体的の見通しをつけてから学習を進められ、第1編の内容をより詳しく学ぶ箇所を容易に参照できるよう工夫をしているので、自分なりの倒産法の地図を描きながら読み進めることができます。

その記述も、正確でありながらも平易な表現で解説がされ、全体を通じて個人債務者と企業を主人公とした2つのストーリーが展開していくので、具体的なイメージをもって理解ができるはずだ。

読み終わるころには倒産法についてもっと理解を深めたいと感じられること請け合い。ぜひお手にとって、最初の1章だけでも読んでみてください。(ナ)

**Point!**

**P** フローチャートやイラストも多用しています。

**CHART 1-1-1 強制執行の流れ**

**① 債権回収は早い者勝ち**

債権者が、ほかの債権者よりも先に債権を回収したいと考えるのは当然のことです。債権者が自発的に債権を履行しない場合、債権者は、強制執行を使うことができます。たとえば、カシマス金融は、借田さんの給料や、銀行に預けている預金を差し押さえて、給料や預金から債権を回収することができます。

強制執行の基本的な手続の流れは、次のように入ります。まず、債権者が、債務者の財産のうち債権・動産・不動産のいずれかを対象に選んで、執行裁判所に強制執行の申立てをします。これを受けて、執行裁判所がその財産を差し押さえます。差押えの対象が、動産や不動産であれば、競売という手続で売却され、債権者は売却代金から配当を受け取ります。債権者が第三者に対して有している債権が差押えの対象となっている場合は、強制執行を申し立てた債権者が第三者から直接に取り立てることも可能です。先ほどのカシマス金融の例では、借田さんの給料や預金を対象としているので、カシマス金融は、ハムレット物産から給料を受け取り、また、銀行から預金を払い戻してもらうことにより、債権を回収することができます。そうすると、強制執行の競争に負けて出遅れてしまった債権者は、債権回収ができません。

このように倒産法の外的世界で、債権回収の競争が繰り返されると、債権者の間に不公平が生じます。

**2 債権者が財産を隠してしまう！**

――許諾行為取消権を取り返そう！

**SCENE 1-3 財産を隠すたくらみ**

マクベス社長：この船は、わが社が船籍してすでに、この部屋に隠るために買ったんだよ。とても悪い入れがあるんだ。

ジュリエット：すばらしい船だと聞くと、この船があるよ。この船籍変更と一段と立派に見えるもの。

マクベス社長：ジュリエット、この船の船をわかってくれるのかい。実は、債権者の目に掛かると、この船を譲り受けられないか？ 代金は1万円でもいい。そして、また私が会社をやめずにはないから、それから、それまで大切に保管しておいて欲しいんだ。債権者の手に渡るなんて、たえられないんだよ。ジュリエット：もちろんよ。大切に保管するわ。でも、この船の船籍はどれくらいのもものかしら？

マクベス社長：300万円ほどの船つくだらうね。

**① 財産隠しはダメ**

債務者は資金繰りが苦しい状況になると、将来に備えたり、債権回収を逃れるために、財産を隠すことがあります。債権者は、債務者の全財産を債権回収の引当てとして期待しており、このような意味で、債務者の財産のことを「責任財産」と呼びます。債務者が財産を隠す行為は、責任財産を減少させる行為なので、「詐害行為」とか「財産減少行為」といいます。

**② 詐害行為取消権で財産を取り返そう！**

民法では、詐害行為があったことを債権者が知ることができれば、「詐害行為取消権」を行使することができます。たとえば、SCENE 1-3で、マクベス社長は、高級な船を非常に安い価格で親友に買い取ってもらって、財産を隠しています。このように非常に安く売却することを「詐害行為」といいます。これに気づいた債権者は、債権者が無力である限り、詐害行為取消権を行使して、船籍の乗換売却という行為を取り返すよう請求することができます。

① 詐害行為取消権については、民法の債権総論で学びます。  
② 「無効力」とは、債権が財産を超過して、すべての債務を返済することができない状態をいいます。なお、無効とは、この状態を「無効債権」といいます。

notes

● 13

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

